

京都市告示第337号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年 9月12日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
河端支線	右京区京北周山町上ノ段18番地の1地先 から 同町上ノ段20番地の3地先まで	旧	メートル 31.50	メートル 4.30 ~ 5.10
		新	31.50	4.30 ~ 6.47

(建設局土木管理部道路明示課)